

森ノ宮医療大学における競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針

平成27年3月24日 制定

令和元年9月19日 改定

令和4年1月20日 改定

令和4年11月17日改定

文部科学省では、依然として様々なかたちで不正使用が発生する現状を鑑み、令和3年2月1日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱とした不正防止対策の強化に乗り出した。これを受け、森ノ宮医療大学（以下「本学」という）は本方針を更新して推進していくこととする。今後は、本方針に基づき作成された「研究費不正防止計画」に掲げる不正防止に向けた取り組みを遂行し、競争的資金等^{*1}の運営・管理における透明性と信頼性を確保し、本学における研究活動がよりいっそう適切かつ円滑に実施できるように努める。なお、本学では競争的資金のみに限らず、学内で配分される研究費や企業等からの受託研究費等、本学で取扱うすべての研究費の運営及び管理については、この基本方針を準用するものとする。

1. 法令・指針・ガイドラインの遵守

競争的資金等の運営・管理に関わるすべての研究者および事務職員等は、国および研究費の配分機関等が定める法令、指針、ガイドライン等を遵守する。また、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って研究費の執行等に関する学内諸規程、運用ルール等を随時見直し、学内外に周知・公表する。

2. ガバナンスの強化

最高管理責任者である学長は、不正根絶への強い決意表明を行うとともに、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。また、最高管理責任者は統括管理責任者（研究支援センター長）およびコンプライアンス推進責任者（学部長・研究科長・鍼灸情報センター長・事務局長）が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。また、不正使用防止に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。

3. 研究費不正を起こさせない組織風土の形成・環境の整備

研究費の原資が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって公的に賄われていることを認識し、学内における不正防止に対する意識向上を図り、研究費不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育ならびに啓発活動を定期的実施する。また、事務処理に関する

職務権限や研究費の執行ルールを明確化して学内外に周知する。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学で想定する不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、関係部署が連携して実効性のある対策を実施する。また、不正防止計画は監事の意見も踏まえつつ定期的に点検を行い、より効果的な不正防止活動に努める。

5. 研究費の適正な運営・管理活動

1) 物品等の購入に関する対応

本学では、物品等の購入に係る不正防止のため、原則として事務部門による発注を義務付け、研究者による自己発注については発注担当部署による事前許可を必要とする。また、すべての物品等の納品時の検収を事務部門が実施する。さらに、年間取引件数上位の業者に対しては、不正取引を行わない旨の誓約書の提出を求める。

2) 人件費謝金・旅費に関する対応

非常勤雇用者（研究補助者）及び謝金による業務従事者の勤怠管理は事務部門が行う。また、出張時の勤務状況把握のため、出張後に用務を行ったことが客観的に確認できる資料の提出を求める

6. モニタリングの実施

競争的資金等の適正な運営・管理の徹底のため、内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。内部監査についてはリスクアプローチ監査（購入業者の帳簿との照合、購入物品等に係る現物確認等）も実施する。

※1：競争的資金等とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から教育研究機関に配分される競争的資金を中心とした公募型の公的研究資金をいう